

施設規模の基本的な考え方について

1. 処理対象ごみ

(仮称) 仙南クリーンセンターにて処理を行うごみは次の 5 つとした。

(1) 収集可燃ごみ

既存施設である、角田衛生センター、大河原衛生センターにて処理を行っている家庭より排出される可燃ごみの処理を行う。

(2) 仙南最終処分場からの掘り起こしごみ

第 1 回施設整備基本計画検討委員会にて検討した、仙南最終処分場の延命化を行うため、最終処分場からの掘り起こしごみについて処理を行う。

(3) 仙南リサイクルセンターからの可燃残渣（資源化不適残渣を含む）

仙南リサイクルセンターから発生する可燃残渣及び容器包装プラスチック類より発生する資源化不適物について処理を行う。

(4) し尿脱水汚泥

肥料として安定した利用が困難となっていることから、角田衛生センター及び柴田衛生センターより発生するし尿脱水汚泥について処理を行う。

(5) その他のプラスチック（容器包装プラスチックを除く）

(仮称) 仙南リサイクルセンターでは、仙南最終処分場を延命化するために、掘り起こしごみの処理を行い、さらに角田衛生センター及び柴田衛生センターより発生するし尿脱水汚泥の処理を行う計画である。これらのごみは、一般に熱量が低いため炉温の低下につながり、可燃ごみのみを処理した場合と比較して燃焼条件を悪くする傾向がある。

一方、現在資源ごみとして回収しているその他のプラスチック（硬質プラスチック）は、一般に熱量が高く、マテリアルリサイクルされない場合にはサーマルリサイクルすることが推奨されている。そこで、(仮称) 仙南クリーンセンターにおいて、掘り起こしごみ及びし尿汚泥を処理することによる発熱量の低下を抑制することに加え、高効率ごみ発電によるさらなる熱エネルギーの回収を目的にその他のプラスチックを助燃材と位置づけ、有効に再利用する。

(6) 災害ごみ

環境省告示第 43 号『廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号）では、災害ごみを含めた施設規模について、次のような考え方を示している。

(中略) 大規模な地震や水害等の災害時には、通常どおりの廃棄物処理が困難となるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することが多い。そのため、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておくとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場等を整備しておくことが重要であり、今後、このような災害時の廃棄物処理体制の整備を進めていくことが必要である。

(四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的な事項の 2)

よって、本組合圏域より発生する災害ごみについても処理対象とする。

2. 施設規模の考え方

施設規模について、次の 2 案を検討した。なお、下図における可燃ごみには、仙南リサイクルセンターからの可燃残渣、し尿汚泥、その他のプラスチックを含めている。

	パターン①	パターン②
施設規模		
メリット	<p>予め全ての処理対象ごみ相当分の施設規模が見込まれていることから、本組合圏域から発生するごみを、滞りなく処理することが期待できる。</p>	<p>通常は掘り起こしごみを処理し、災害発生時には災害ごみを処理するため、施設規模に余剰が生じないため、建設費の縮減につながる。</p>
デメリット	<p>災害ごみについては定常的に発生しないことから、災害ごみ処理を行わない間は施設規模に余剰が生じる。</p>	<p>災害発生時には掘り起こしごみ処理が行えないため、掘り起こしごみの処理が滞る。</p>

図 1 検討パターンの模式図とメリット・デメリット

これらの検討の結果、災害ごみは定常的に発生しないため、余剰となる施設規模を計画当初より見込むことは、建設費の増大につながる。さらに、災害発生時にそのごみを処理するために仙南最終処分場の掘り起こしごみの処理を一時的に中断した場合であっても、処分場の延命化計画に大きな影響が出ないと考えられる。

よって、これらの 2 点の理由から、パターン②を施設規模の考え方として採用する。